**政令第二百四十号**

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の部福島の項中「福島港北防波堤灯台（北緯四一度二八分四〇秒東経一四〇度一五分三五秒）から二一八度三六〇メートル」を「福島港外東防波堤灯台（北緯四一度二八分三五秒東経一四〇度一五分四五秒）から二五六度四七〇メートル」に改める。

別表第一岩手県の部広田の項中「一四七メートル」を「一四六メートル」に改める。

別表第一宮城県の部石巻の項中「（一・九メートル）（北緯三八度二四分四四秒東経一四一度一四分一五秒）」を「（三・三メートル）（北緯三八度二四分四九秒東経一四一度一四分二三秒）から二三二度三〇分二七〇メートルの地点」に改める。

別表第一福島県の部相馬の項中「二一メートル」を「三〇メートル」に改め、同部江名の項中「八二メートル」を「八一メートル」に、「いわき市江名江ノ浦と同市折戸岸浦」を「いわき市江名と同市折戸」に改め、同部小名浜の項中「四七メートル」を「四六メートル」に改める。

別表第一島根県の部美保関の項中「美保関港東防波堤灯台（北緯三五度三三分三四秒東経一三三度一八分三四秒）から五八度一六〇メートル」を「美保関港沖防波堤灯台（北緯三五度三三分二九秒東経一三三度一八分三三秒）から三八度三〇五メートル」に改める。

別表第一愛媛県の部今治の項中「（北緯三四度五分二四秒東経一三二度五九分二九秒）」を「（北緯三四度五分二五秒東経一三二度五九分一六秒）から九六度三三〇メートルの地点」に改める。

別表第一鹿児島県の部串木野の項中「北緯三一度四二分三七秒東経一三〇度一五分八秒」を「北緯三一度四二分三六秒東経一三〇度一五分八秒」に改める。

別表第二北海道の項中「小樽」の下に「、石狩湾」を加える。

**附　則**

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十日
内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第二百四十一号**

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第五十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に、「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。

第十八条中第二号の六を第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

二の八　エチルベンゼン

第十八条中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五　インジウム化合物

第十八条中第九号の十三を第九号の十四とし、第九号の四から第九号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　コバルト及びその無機化合物

第二十一条第七号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。

第二十二条第一項第三号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改め、同条第二項中「第十四号の二」を「第九号の二、第十三号の二若しくは第十四号の二」に改め、同項中第九号を第九号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　インジウム化合物

九の二　エチルベンゼン

第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　コバルト及びその無機化合物

別表第三第二号3の次に次のように加える。

3の2　インジウム化合物

3の3　エチルベンゼン

別表第三第二号13の次に次のように加える。

13の2　コバルト及びその無機化合物

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十六年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

3　次に掲げる物であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十五年六月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一　新令第十八条第二号の五、第二号の八及び第九号の四に掲げる物

二　新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

4　事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十五年十二月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十日
内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第二百四十二号**

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

第一条第二十三号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(169)を(170)とし、(143)から(168)までを(144)から(169)までとし、(142)の次に次のように加える。

(143)　三―ブロモ―一―（三―クロロピリジン―二―イル）―N―［四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）フェニル］―一H―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十日
内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第二百四十三号**

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第四条から第六条までの規定の施行期日は、平成二十四年九月二十一日とする。

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　野田　佳彦